



## 2 電気通信事業の取組状況について

令和4年3月

総務省  
総合通信基盤局

# 電気通信事業法の一部を改正する法律案(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

# ①情報通信インフラの提供確保 (プロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備)

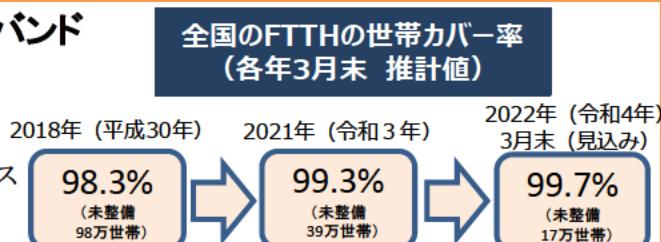
- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な有線プロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務\*の新たな類型として、有線プロードバンドサービスを追加。

\* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス

- 全国のプロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資とする交付金制度を新設。

具体的には、

- ① 不採算地域における有線プロードバンドサービスの維持費用を支援(赤字の事業者に限る。)。
- ② 未整備地域を新規整備した後の有線プロードバンドサービスの維持費用を支援。



2030年までに  
99.9% (目標)

## 該当するサービス

### 有線プロードバンドサービス (FTTH、CATV(HFC方式))



※ 携帯プロードバンドサービスは、以下の理由から新たな交付金制度の対象とはしない。

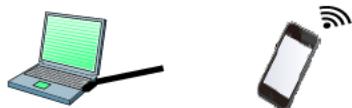
- ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること
- ② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること



## プロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

### 負担対象事業者

有線プロードバンド 携帯プロードバンド  
サービス事業者 サービス事業者



※携帯プロードバンドサービス事業者も受益者として負担金を負担

### 負担金

(契約数に応じて負担)

**約8円/月・契約**  
(現時点での試算)

補  
填

### 支援対象事業者

不採算地域の  
**有線プロードバンドサービス  
事業者**

※原則、赤字事業者を支援対象とし、黒字事業者は未整備エリアを新規整備した場合等の維持費用について例外的に支援

### 交付金

(赤字の一部を補填)

**約230億円**  
(現時点での試算)

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度整備)

大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律を整備。

### 【現状・課題】

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

利用者情報の適正な取扱い

- 利用者がアプリやwebサイトを利用する際、タグ等により、利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある

利用者の情報の外部送信

### 【規律の内容】

#### 1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例:利用者数1000万人以上)に対する義務

利用者情報を守るために必要最小限の規律

効果

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表等(記載事項例: 安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映
- ・利用者情報の統括責任者の選任等

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

#### 2. 電気通信事業者※に対する義務

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与

利用者が意図しない情報の外部送信がなくなり、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。利用の状況からみて利用者に与える影響が少くない者に限る。

# (参考) 利用者に関する情報の適正な取扱いに係る規律

## 電気通信事業を営む者 (= 電気通信事業法の対象範囲)

電気通信事業者（登録・届出 要）	左記以外の電気通信事業者	その他の電気通信事業を営む者（登録・届出 不要）
利用者の利益に及ぼす影響が大きい <b>大規模な電気通信事業者</b> ※ 要件を満たす <b>大規模な「検索」及び「SNS」</b> を新たに電気通信事業者とする		※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等が含まれる。

### 取扱規程

#### ● 利用者情報<sup>(※1)</sup>の取扱いに係る取扱規程の策定・届出

- ✓ 安全管理、委託先の監督、取扱方針、自己評価に関する事項等を記載

担保措置：変更命令・遵守命令等

### 取扱方針

#### ● 利用者情報の取扱いに係る取扱方針の策定・公表

- ✓ 取得する利用者情報、利用の目的、安全管理の方法、営業所の連絡先等を記載

担保措置：業務改善命令等

### 自己評価・反映

#### ● 毎事業年度 情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・方針に反映

担保措置：業務改善命令等

### 統括責任者

#### ● 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務

- ✓ 管理的地位にあり実務経験のある者から選任、誠実な職務遂行義務等

担保措置：業務改善命令等

※1 利用者に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、②役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

なし

(自主的な取組のみ)

#### ● 利用者に関する情報<sup>(※2)</sup>を外部送信させる場合に確認の機会を付与

- ✓ 送信先等を当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

担保措置：業務改善命令等

- ※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報(氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報(OS情報など)を除く。)

### ○ 通信の秘密の保護、検閲の禁止

利用の公平、事業の登録・届出、提供条件の説明、業務休廃止の周知、事故の報告義務等

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (電気通信サービスの停止に関するリスクの対応に係る制度整備)

事業者間連携によるサイバー攻撃対策や事故報告制度について、電気通信役務の安定的な提供の確保を目的とした規律を整備。

### 【現状・課題】

事業者間連携による  
サイバー攻撃対策

- サイバー攻撃では、指令元、攻撃元、攻撃先が複数のISPにまたがる場合が多く、ISP間の連携協力が必要

### 【規律の内容】

- ・これまでではサイバー攻撃の発生後に限られていたISP間の情報共有や分析をサイバー攻撃の発生前にも実施できるようするための環境を整備



ISP間の連携が促進され、より機動的なサイバー攻撃対策が可能に

重大事故等  
のおそれのある事態の  
報告制度

- 電気通信サービスの事故原因が多様化※  
※ 設備の設定(通信経路等)の誤り、他者の提供する設備やサービスの不具合等
- 電気通信サービスの停止が社会に及ぼす影響の増大

- ・これまでの重大事故等が生じた際の遅滞のない報告に加え、重大事故等のおそれのある事態に関する報告制度を整備



より精緻な実態把握や原因分析等が可能となり、重大な事故等の発生の未然防止や被害軽減に寄与

### ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備 (卸協議の適正性の確保に係る制度整備)

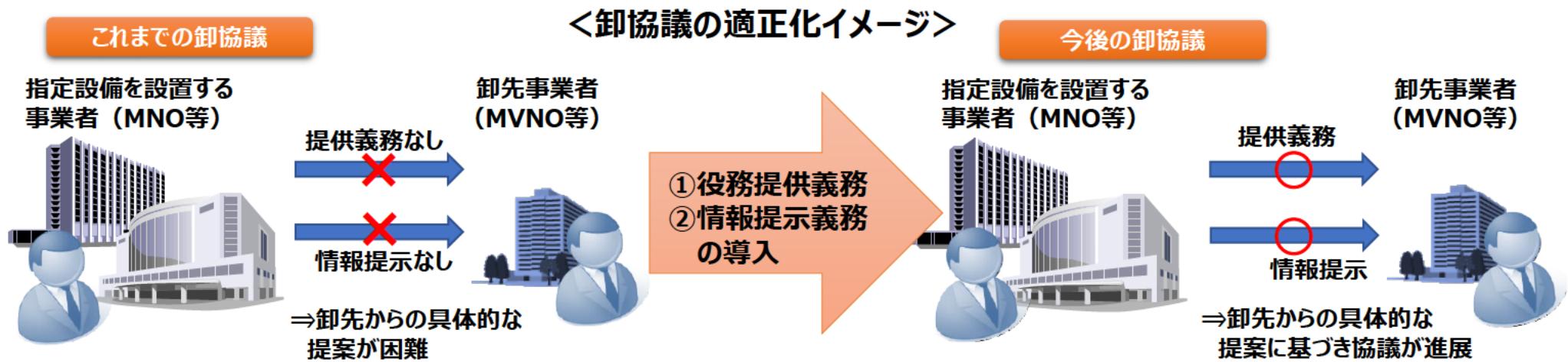
- 指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、**長期にわたり卸料金が高止まり**している点が指摘されていた。

※1 指定設備卸役務とは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸役務のこと

※2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する主な事業者は、NTT東日本・NTT西日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク

※3 光サービス卸やモバイル音声卸は、多くの利用者が利用するFTTHサービス、携帯電話サービス等を卸先事業者が提供するために用いられるもの

- このような指摘等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、**指定設備を設置する事業者**に対し、当該事業者の**交渉上の優位性**や卸先事業者との間の**情報の非対称性**を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、以下の**新たな規律**を整備する。
  - 正当な理由のない限り特定卸役務(指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの)を提供する義務
  - 卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報(料金の算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項)を提示する義務



### ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備 (第一種指定電気通信設備制度の整備)

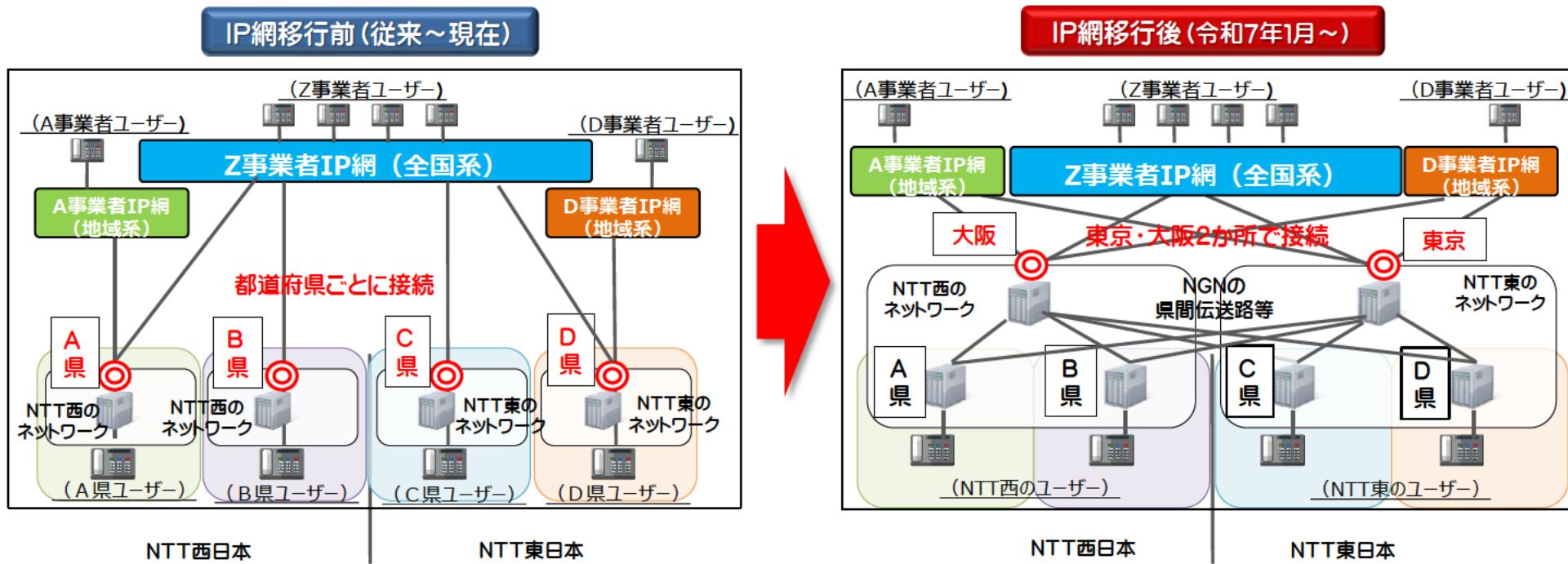
○ 第一種指定電気通信設備制度(加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者に接続約款の作成・認可・公表等を義務づける規律)について、固定電話網のIP網移行等を踏まえ、

加入者回線の占有率を算定する範囲を見直す。

(現行)都道府県 → (改正後)各事業者が加入者回線を設置する区域(例えばNTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)

※ このほか、NTT東日本が大阪に、NTT西日本が東京に新たに設置する設備についても、他の電気通信事業者が不可避的に利用することを踏まえ、指定可能とする。

ネットワーク構成の変化  
(音声接続)



参 考

# 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」について

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」（2019年（令和元年）12月17日）を踏まえ、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について集中的・専門的な検討を進めるため、**2020年（令和2年）4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」での検討を開始。**
- 2021年（令和3年）9月28日に中間取りまとめを行い、**最終取りまとめ案のパブリックコメントを実施**（2021年（令和3年）12月23日～2022年（令和4年）1月21日）。
- **2022年（令和4年）2月2日の第18回研究会において、最終取りまとめ。**

2020年（令和2年）		2021年（令和3年）			2022年（令和4年）		
4月	9月	12月	2月	3月			
4/3(金)	9/28(金)	12/14(火)	2/2(水)	3/4(金)			
第1回 ...	第14回 中間取りまとめ	第17回 最終取りまとめ 素案	第18回 最終取りまとめ	法律案 通常国会提出			

ユニバーサルサービス交付金制度は、ある1年間の事業者の収支実績を基に、次年に赤字額・支援額を算定・認可し、次々年に徴収・交付する仕組み。

このため、令和4年の通常国会に法案を提出し、成立した場合、交付金の交付は最短で令和7年からとなる見込み。

## 構成員

(座長) 大橋 弘	東京大学公共政策大学院 院長	(オブザーバ)	全国知事会
(座長代理) 相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授		全国市長会
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長		全国町村会
岡田 羊祐	一橋大学大学院 経済学研究科 教授		(一社) テレコムサービス協会
宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授		(一社) 電気通信事業者協会
関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授		(一社) 日本インターネットプロバイダー協会
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク		(一社) 日本ケーブルテレビ連盟
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授		日本電信電話（株）
藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授		KDDI（株）
三友 仁志	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授		ソフトバンク（株）
			(株) オプテージ

# 「電気通信事業ガバナンス検討会」について

## 1. 背景・目的

- 「デジタル社会」の実現のためには、その中枢基盤として、サイバー空間とフィジカル空間を繋ぐ神経網である**通信サービス・ネットワークが安心・安全で信頼され、継続的・安定的かつ確実に提供されることが不可欠**。
- 最近、通信サービス・ネットワークを司る電気通信事業者において、利用者の個人情報や通信の秘密の漏えい事案が発生し、海外の委託先等を通じ、これらのデータにアクセス可能な状態にあることに関する**リスク等が顕在化**。
- 更に、電気通信事業者に対するサイバー攻撃により、通信サービスの提供の停止に至る事案や、通信設備に関するデータが外部に漏えいした恐れのある事案など、サイバー攻撃の**リスク等が深刻化**。
- デジタル時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保を図るため、**電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱い等に係るガバナンス確保の在り方を検証し、今後の対策を検討**。

## 2. 主な検討事項

- ① 電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱い等に係るガバナンス確保の今後の在り方
- ② 上記①を踏まえた、政策的な対応の在り方
- ③ その他

## 3. 体制

- データ、サイバーセキュリティ及びガバナンスに関する有識者から構成される検討会(座長:大橋教授)を設置。
- 構成員及びオブザーバーは右のとおり。

## 4. 開催状況

- 令和3年5月12日に第1回会合を開催し、令和4年2月18日までに17回の会合を開催し、報告書をとりまとめ(同日公表)。(報告書案に対するパブコメは、1月15日～2月4日に実施)

大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所弁護士
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学学長
中尾 康二	(一社)ICT-ISAC顧問 (国研)NICTサイバーセキュリティ研究所主管研究員
中村 修	慶應義塾大学環境情報学部教授
古谷 由紀子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

※ 内閣官房国家安全保障局、デジタル庁、NISC、個人情報保護委員会事務局がオブザーバー参加